

令和7年度等級等ごとの職員の数の公表について（令和7年4月1日現在）

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の3第2項の規定に基づき、給料表ごとに、年度当初（令和7年4月1日現在）における等級等ごとの職員の数について公表します。

1 行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳（左記の職務と同程度の職を含む。）		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 主事の職務 2 主事補の職務	21	8.8%	主事補	1	21	8.8%	主事級
				主事	18			
				主事（保健師）	2			
2級	1 主幹の職務	26	10.8%	主幹	21	26	10.8%	主幹級
				主幹（保健師）	2			
				主幹（保育教諭）	1			
				副主査（再任用短時間）	2			
3級	1 主任の職務 2 高度の知識又は経験を有する主幹の職務	81	33.8%	主任	20	81	33.8%	主任級
				主任（保育教諭）	2			
				主幹	40			
				主幹（保健師）	8			
				主幹（保育教諭）	6			
				主査（再任用短時間）	5			
4級	1 係長の職務	55	22.9%	係長	49	55	22.9%	係長級
				係長（保健師）	2			
				係長（保育教諭）	4			
5級	1 課長補佐の職務	24	10.0%	課長補佐	19	24	10.0%	課長補佐級
				局長補佐	1			
				課長補佐（副園長）	1			
				課長補佐（保育教諭）	2			
				課長補佐（保健師）	1			
6級	1 課長の職務 2 副参事の職務	25	10.4%	課長	18	25	10.4%	課長級
				副参事	4			
				局長	2			
				次長	1			
7級	1 部長の職務 2 参事の職務	8	3.3%	部長	5	8	3.3%	部長級
				会計管理者	1			
				参事	1			
				議会事務局長	1			
合計		240	100%		240	240	100%	

2 消防職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳（左記の職務		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 消防士の職務	5	7.9%	消防士	5	5	7.9%	消防士級
2級	1 消防士長の職務 2 消防副士長の職務	12	19.0%	消防士長	10	12	19.0%	消防士長級
				消防副士長	2			
3級	1 主任の職務 2 消防司令補の職務	7	11.1%	主任	1	7	11.1%	主任級
				消防司令補	5			
				消防司令補 (再任用短時間)	1			
4級	1 係長の職務 2 高度の知識又は経験を有する 消防司令補の職務	22	34.9%	係長	18	22	34.9%	係長級
				主任	4			
5級	1 課長補佐、次席及び主査の職務	11	17.5%	課長補佐	4	11	17.5%	課長補佐級
				次席	2			
				主査	5			
6級	1 課長、署長及び副参事の職務	4	6.3%	課長	3	4	6.3%	課長級
				署長	1			
7級	1 消防長の職務 2 消防次長の職務	2	3.2%	消防長	1	2	3.2%	部長級
				消防次長	1			
合計		63	100%		63	63	100%	

3 技能労務職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳（左記の職務		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 一般技能職員の職務 2 一般の労務職員の職務	2	16.7%	主事（調理手）	2	2	16.7%	—
2級	1 技能又は経験を有する 技能職員の職務 2 技能又は経験を有する 労務職員の職務	3	25.0%	主事（土木工事）	1	3	25.0%	—
				副主査 （再任用短時間）	2			
3級	1 相当の技能又は経験を有する 技能職員の職務 2 相当の技能又は経験を有する 労務職員の職務	0	0.0%	—	0	0	0.0%	—
4級	1 高度の技能又は経験を有する 技能職員の職務 2 高度の技能又は経験を有する 労務職員の職務	6	50.0%	主幹（調理手）	3	6	50.0%	—
				主幹（事務補）	1			
				主幹（土木工事）	2			
5級	1 極めて高度の技能又は経験を有する 技能職員の職務 2 極めて高度の技能又は経験を有する 労務職員の職務	1	8.3%	主任（土木工事）	1	1	8.3%	—
合計		12	100%		12	12	100%	

※ 等級別、職制上の段階ごとに給料が決定されていない職員（特別職、臨時職員等）を除きます。
割合は小数点第2位を四捨五入。